

かながわりサイクル認定製品第7回募集概要

1 申請手続き

(1) 申請受付期間（年1回）

平成28年6月1日（水）から6月30日（木）まで
土、日を除く。午前8時30分～午後5時15分まで

(2) 申請・相談窓口

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課（神奈川県庁新庁舎4階）
電話 045-210-4149
ファクシミリ 045-210-8847
HP <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7323/>

※ 事前相談は随時行っています。（申請受付期間前でも相談できます。）

※ 来所により申請・相談する際は、担当者が不在の場合もありますので、できるだけ事前に御連絡ください。

※ 資源循環推進課は4月28日（木）まで新庁舎10階に仮移転していますので、来所される際には受付場所を御確認ください。

(3) 申請書類

① かながわりサイクル製品認定申請書

申請書を作成し、2部提出してください。申請書の様式は、ホームページからダウンロードできます。

なお、申請書記載要領は、ホームページを参照してください。

② 添付書類

申請書には「添付書類」を1部ずつ添付してください。

③ 申請手数料

無料です。ただし、申請のために実施する品質試験等に要する費用は、申請者の負担となります。

(4) 審査

① 申請書の提出時に、添付書類に記載漏れ等がないことを確認し、收受します。（申請書は返却いたしませんので、申請時に提出した申請書及び添付書類一式の控えを保管しておくことをお勧めします。）

② 後日書類不備などが見つかった場合は、申請書の補正や再提出していただくことがありますので、あらかじめ御承知おきください。

③ 審査の過程で、必要な書類の追加資料の提出や試験検査の実施をお願いすることがあります。

④ リサイクル製品を製造・加工する事業場へ現地確認を行う場合は、あらかじめ御連絡いたします。

⑤ リサイクル製品に関する外部有識者による検討会を開き、意見を聴いて審査を行います。

⑥ 審査結果に基づき、知事が認定の可否を決定し、文書等により通知いた

します（平成 28 年 10 月頃発表の予定です）。

- ⑦ 認定要件等が確認できない場合は、認定を行いません。

（５）認定証交付及び認定期間

- ① かながわりサイクル製品認定制度により認定を受けた製品であることを証する認定番号を付した認定証を交付します。
- ② 認定の有効期間は、認定を受けた日から 3 年を経過した年度の末日までです（本年度の認定の有効期間は、平成 32 年 3 月末まで）。
- 有効期間満了後も引き続き認定を受けようとする場合は、更新申請が必要となります。

（６）認定マーク

本県のリサイクル製品として認定された場合、認定マークを製品に表示し、併せて「かながわりサイクル認定製品」の文字、認定を受けた番号を記載することができます。



（７）申請の取り下げ

申請製品に係る認定証の交付を受ける前に、申請の全部又は一部を取り下げる場合は、所定の申請取下書を提出してください。

2 認定の手続き

